

志摩市内の高校に通学するために下宿している生徒の

下宿費の一部を補助します！

～「志摩市内高校下宿支援補助金」制度をご利用ください～



■補助対象者

遠距離等の理由により自宅からの通学が困難なため、志摩市内の下宿等（※1）から市内県立高校に通学する生徒の保護者の方

（※1）生徒が通学のために賃貸借した下宿、間借りをいいます。民間賃貸住宅や親類宅は対象外です。

■補助対象額

補助対象となる経費は、在学期間中の部屋代（賃借料）で、食費や個人的に使用する費用、敷金・礼金等は対象外です。1カ月あたりの補助金の額は、補助対象経費の月額が15,000円を超えるときは、15,000円とし、15,000円を超えないときは、当該超えない額とします（1,000円未満切り捨て）。

■補助金の申請から振込までの流れ

- ①申請書（様式第1号）に、下宿等における賃貸借契約書等の写し又はそれに準ずるものを添付して、4月（又は下宿を開始した時）に、高校を通じて、志摩市教育委員会教育総務課に提出する。
（※年度内1回・年度利用期間分をまとめて申請）
 - ②市からの補助金交付決定通知書を受け取ったら大切に保管する。
 - ③年度末の3月25日までに、実績報告書（様式第3号）に下宿等家賃の領収書等を添付して、実績報告する。
 - ④市からの補助金確定通知書を受け取ったら、請求書（様式第5号）により、市に補助金を請求する。
 - ⑤請求からおおむね1カ月以内に、市から補助金が1年間分口座に振り込まれる。
- ※②から③までの間に、下宿額などに変更があったら変更申請が必要です。

《お問い合わせ先》志摩市教育委員会事務局 教育総務課 総務係
【電話】0599-44-0315 【Eメール】ky-somu@city.shima.lg.jp